

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会

## 第1回常任委員会



国スポ開催まで あと 894日  
障スポ開催まで あと 921日

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



日時： 令和5年4月18日（火）13時30分より

会場： さざなみホール 多目的ホール2

## 目 次

次 第	．．． P 1
報告事項	
・わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会 常任委員等の変更	．．． P 2
・わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会 専門委員の委嘱	．．． P 5
議 事	
・第1号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市広報基本計画（案）	．．． P 10
・第2号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市市民協働基本計画（案）	．．． P 12
・第3号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市観光・おもてなし基本計画（案）	．．． P 14
・第4号議案 わたSHIGA輝く国スポ 野洲市ボランティア募集要項（案）	．．． P 15
・第5号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市協賛取扱要項（案）	．．． P 18
・第6号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市協賛取扱基準（案）	．．． P 22
・第7号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市競技運営基本計画（案）	．．． P 24
・第8号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市施設整備基本計画（案）	．．． P 25
・第9号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市式典基本計画（案）	．．． P 26
・第10号議案 わたSHIGA輝く国スポ 野洲市リハーサル大会開催基本計画（案）	．．． P 27
・第11号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市宿泊基本計画（案）	．．． P 30
・第12号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市医事・衛生基本計画（案）	．．． P 31
・第13号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市輸送・交通基本計画（案）	．．． P 32
・第14号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市輸送・交通業務実施要項（案）	．．． P 34
・第15号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市消防防災・警備基本計画（案）	．．． P 38
・第16号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市消防防災・警備業務実施要項（案）	．．． P 39
参考資料	
・わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会会則	．．． P 42
・わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会専門委員会規程	．．． P 47

# わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会 第1回常任委員会 次第

日時：令和5年4月18日(火)

13時30分から14時30分まで

場所：さざなみホール 多目的ホール2

## 1 開 会

## 2 委員長挨拶

## 3 報告事項

- ・わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会常任委員等の変更
- ・わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会専門委員の委嘱

## 4 議 事

- ・第1号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市広報基本計画（案）
- ・第2号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市市民協働基本計画（案）
- ・第3号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市観光・おもてなし基本計画（案）
- ・第4号議案 わたSHIGA輝く国スポ 野洲市ボランティア募集要項（案）
- ・第5号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市協賛取扱要項（案）
- ・第6号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市協賛取扱基準（案）
- ・第7号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市競技運営基本計画（案）
- ・第8号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市施設整備基本計画（案）
- ・第9号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市式典基本計画（案）
- ・第10号議案 わたSHIGA輝く国スポ 野洲市リハーサル大会開催基本計画（案）
- ・第11号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市宿泊基本計画（案）
- ・第12号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市医事・衛生基本計画（案）
- ・第13号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市輸送・交通基本計画（案）
- ・第14号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市輸送・交通業務実施要項（案）
- ・第15号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市消防防災・警備基本計画（案）
- ・第16号議案 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市消防防災・警備業務実施要項（案）

## 5 その他

## 6 閉 会

## わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会常任委員等の変更

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会会則第8条第1項に基づき、令和4年9月21日から令和5年4月10日までの間におけるわたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会常任委員等の変更について、次のとおり報告します。

(順不同・敬称略)

## 常任委員（4名）

所属機関・団体名・役職	新任者	前任者
野洲市小学校長会 会長	中出 雅仁	渡邊 美喜子
野洲市中学校長会 会長	福永 宣彦	高野 真知子
湖南広域消防局東消防署 署長	八木 清和	松並 修司
滋賀県守山警察署 署長	中山 淳	船越 剛之

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会常任委員名簿

令和5年4月10日現在

(順不同・敬称略)

委員長（1名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市関係	野洲市	市長	栢木 進

副委員長（5名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市議会関係	野洲市議会	議長	荒川 泰宏
スポーツ関係	野洲市スポーツ協会	会長	山本 博一
産業・経済関係	野洲市商工会	会長	荒川 博行
市関係	野洲市	副市長	佐野 博之
市関係	野洲市教育委員会	教育長	西村 健

常任委員（25名）

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市議会関係	野洲市議会	副議長	山本 剛
市議会関係	野洲市議会 総務常任委員会	委員長	稲垣 誠亮
市議会関係	野洲市議会 文教福祉常任委員会	委員長	岩井 智恵子
市議会関係	野洲市議会 環境経済建設常任委員会	委員長	山崎 敦志
スポーツ関係	野洲市スポーツ協会	副会長	駒井 朔男
スポーツ関係	野洲市スポーツ推進委員協議会	会長	山本 博一
スポーツ関係	野洲市スポーツ推進審議会	会長	山本 博一
スポーツ関係	野洲市体育振興会連絡協議会	会長	森地 信晴
スポーツ関係	滋賀県卓球協会	会長	横江 政則
スポーツ関係	一般社団法人 滋賀県バスケットボール協会	会長	宇野 正信
スポーツ関係	滋賀県ラグビーフットボール協会	会長	大岡 敏孝
スポーツ関係	滋賀県武術太極拳連盟	会長	川端 達夫
産業・経済関係	野洲市商工会	副会長	南 泰宏
産業・経済関係	野洲工業会	会長	山本 真嗣
市民団体・各種団体	野洲市自治連合会	会長	東郷 重明
教育・学校関係	野洲市小学校長会	会長	中出 雅仁
教育・学校関係	野洲市中学校長会	会長	福永 宣彦

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
通信・輸送・交通関係	西日本旅客鉄道株式会社 野洲駅	駅長	北山 悦雄
通信・輸送・交通関係	近江鉄道株式会社 あやめ営業所	所長	藤森 茂規
医療・福祉関係	野洲市立野洲病院	病院長	福山 秀直
医療・福祉関係	社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会	会長	立入 幸基
医療・福祉関係	湖南広域消防局東消防署	署長	八木 清和
宿泊・観光・衛生関係	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	前川 為夫
宿泊・観光・衛生関係	野洲市観光物産協会	会長	木村 靖
県関係	滋賀県守山警察署	署長	中山 淳

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会 専門委員の委嘱

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会会則第13条第1項に基づき、会長が専門委員を委嘱したことを報告します。

また、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会専門委員会規程第4条第1項により、各専門委員会の委員長及び副委員長を委嘱したことを併せて報告します。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会専門委員会 委員名簿

(敬称略)

総務・企画専門委員会（委嘱日：令和5年2月16日）

	所属機関・団体名	役職	氏名
委員長	野洲市自治連合会	野洲学区自治連合会長	野崎 和弘
副委員長	野洲市商工会	事務局長	野村 道子
委員	野洲市小学校長会	会長	渡邊 美喜子
委員	野洲市中学校長会	会長	高野 真知子
委員	野洲市観光物産協会	事務局員	木戸 朝子
委員	社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会	事務局長	水谷 威彦
委員	レーク滋賀農業協同組合	守山野洲管理課長	北村 祐士

競技・式典専門委員会（委嘱日：令和5年2月16日）

	所属機関・団体名	役職	氏名
委員長	野洲市スポーツ協会	会長	山本 博一
副委員長	野洲市スポーツ推進委員協議会	研修部長	松並 典子
委員	野洲市体育振興会連絡協議会	会長	森地 信晴
委員	一般社団法人滋賀県卓球連盟	理事長	堀内 安宏
委員	一般社団法人滋賀県バスケットボール協会	野洲市バスケットボール協会会長	中村 幸道
委員	滋賀県武術太極拳連盟	事務局長	吉田 由美子
委員	NPO法人 YASUほほえみクラブ	クラブマネジャー	外田 順一
委員	さざなみスポーツクラブ	クラブマネジャー	河上 ひとみ

宿泊・衛生専門委員会（委嘱日：令和5年2月17日）

	所属機関・団体名	役職	氏名
委員長	野洲市立野洲病院	事務部副部長	山本 善亮
副委員長	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	副理事長	南 義彦
委員	一般社団法人 守山野洲医師会	理事	野村 哲
委員	一般社団法人 草津栗東守山野洲歯科医師会		坂本 耕造
委員	野洲市商工会	主幹	沢田 淳一
委員	草津保健所	生活衛生係長	前田 大史郎
委員	湖南広域消防局 東消防署	安全救急係長	岩井 基智
委員	湖南広域消防局 東消防署	予防指導係長	青山 裕基

輸送・交通専門委員会（委嘱日：令和5年2月17日）

	所属機関・団体名	役職	氏名
委員長	湖南広域消防局 東消防署	機動指揮支援隊 副参事	東郷 好晃
副委員長	守山野洲交通安全協会	会長	田中 ひろ子
委員	滋賀県守山警察署	交通課長	中井 拓
委員	西日本旅客鉄道株式会社 野洲駅	係長	中西 諭
委員	近江鉄道株式会社 あやめ営業所	所長	藤森 茂規
委員	一般社団法人 滋賀県タクシー協会	専務理事	松尾 武文
委員	びわこ観光バス株式会社	取締役営業所長	山田 恭久

別表

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）

年度 国体(国スポ)開催県	令和4年度(2022年度・開催3年前) 栃木県	令和5年度(2023年度・開催2年前) 鹿児島県	令和6年度(2024年度・開催1年前) 佐賀県	令和7年度(2025年度・開催年) 滋賀県	
主要行事	国スポ・障スポ大会推進室(令和3年度設置) 準備委員会設立 大会開催・会期決定 ↓ 実行委員会に改組		国スポ リハーサル大会開催	第79回国民スポーツ大会開催 障スポ リハーサル大会開催 ↓ 第24回全国障害者スポーツ大会開催	
準備組織	準備委員会設立総会・第1回総会・第2回総会 ↓ 実行委員会第1回総会 ↓ 常任委員会 ↓ 総務・企画専門委員会 競技・式典専門委員会 宿泊・衛生専門委員会 輸送・交通専門委員会	実行委員会第2回総会	実行委員会第3回総会	実行委員会第4回総会	
総務企画 財務	県実行委員会との連絡調整				
	開催推進総合計画策定・進捗管理				
	協賛取扱要項策定・協賛の推進				
	リハーサル大会開催経費調査(最終)	リハーサル大会経費調査ヒアリング・予算編成	リハーサル大会予算執行・決算		
	本大会開催経費調査検討	本大会開催経費調査(最終)	本大会経費予算編成	本大会予算執行・決算	
		識別用品整備要項策定	リハーサル大会用識別用品整備	本大会用識別用品整備	
		遺失物・拾得物取扱要項策定	リハーサル大会遺失物・拾得物取扱実施	本大会遺失物・拾得物取扱実施	
		保険加入要項策定	リハーサル大会保険加入	本大会保険加入	
		デモスポ開催経費調査(第1次)	デモスポ開催経費調査(最終)	デモスポ開催経費予算編成	デモスポ予算執行・決算
広報	広報基本計画策定 ↓ 実行委員会SNS開設・運営 ↓ 大会報告書編成方針決定	広報・啓発活動の推進 ↓ 大会報告書編成方針決定		大会報告書作成	
市民協働	市民協働基本計画策定 ↓ ボランティア募集要項策定	炬火イベント実施要項検討 ↓ ボランティア募集・研修会実施 ↓ リハーサル大会ボランティア業務計画策定	炬火イベント実施要項策定 ↓ リハーサル大会ボランティア配置 ↓ 本大会ボランティア業務計画策定	炬火イベント実施 ↓ 本大会ボランティア配置	
観光・おもてなし	観光・おもてなし基本計画策定	観光・おもてなし実施要項策定 ↓ 総合案内所設置要項策定 ↓ 休憩所等設置要項策定 ↓ 売店設置要項策定 ↓ 歓迎装飾実施要項策定	観光ガイドブック等作成検討 ↓ リハーサル大会総合案内所設置 ↓ リハーサル大会休憩所等設置 ↓ リハーサル大会売店設置 ↓ リハーサル大会歓迎装飾実施	観光ガイドブック等配布 ↓ 本大会総合案内所設置 ↓ 本大会休憩所等設置 ↓ 本大会売店設置 ↓ 本大会歓迎装飾実施	

実行委員会第5回解散総会

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会(わたSHIGA輝く国スポ・障スポ)開催

別表

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 野洲市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）

年度 国体(国スポ)開催県	令和4年度(2022年度・開催3年前) 栃木県	令和5年度(2023年度・開催2年前) 鹿児島県	令和6年度(2024年度・開催1年前) 佐賀県	令和7年度(2025年度・開催年) 滋賀県
競 技 競技・式典専門委員会	競技運営基本計画策定	競技別実施計画策定	競技別実施要項策定	競技別プログラム作成
		組合せ抽選会実施要項検討	組合せ抽選会実施要項策定	組合せ抽選会実施
	競技用具等整備計画(第3次)調査	競技用具等整備計画(最終)調査	競技用具整備	
	競技役員等編成案(第3次)調査	競技役員等編成案(第3次)見直し	競技役員等最終編成	競技役員等編成決定・委嘱
	競技補助員協力依頼先希望調査	競技会係員・補助員編成計画策定	競技会係員・補助員編成決定・養成	競技会係員・補助員の委嘱
	リハーサル大会開催基本計画策定	競技別リハーサル大会実施要項策定		
	練習会場(最終案)調査・正式依頼	練習会場運営要項作成		
	デモスポ実施要項検討	デモスポ実施要項策定	デモスポ開催	
	情報通信基本計画策定	情報通信業務実施要項策定	情報通信機器設置	
式 典	式典基本計画策定		式典実施要項策定	各競技会 開始式・表彰式の実施
施 設	競技施設整備計画(第5次)調査	競技施設整備計画(第6次)調査	競技施設整備計画(第7次)調査	
	施設整備基本計画策定	リハーサル大会会場設営仕様書作成	リハーサル大会会場設営 本大会会場設営仕様書作成	本大会会場設営
		施設整備の実施		
宿 泊	宿泊基本計画策定	リハーサル大会宿泊要項作成	本大会宿泊要項作成	宿泊本部設置
		第2次仮配宿シミュレーション	第3次仮配宿シミュレーション	大会配宿実施
		弁当調達要項作成	弁当調達業者決定	弁当調達実施
医 事 ・ 衛 生 宿泊・衛生専門委員会	医事・衛生基本計画策定	医療救護要項策定	救護所設置計画策定	救護所設置
		リハーサル大会救護所設置計画策定	リハーサル大会救護所設置	
		感染症(防疫)対策要項策定		医事・衛生本部設置
		食品衛生対策要項策定		
		環境衛生対策要項策定	廃棄物処理計画策定	廃棄物処理
輸 送 ・ 交 通 輸送・交通専門委員会	輸送・交通基本計画策定			
	輸送・交通業務実施要項策定	競技会場地輸送(第1次)調査	競技会場地輸送(第2次)調査	輸送本部設置
消 防 ・ 警 備 消防・警備専門委員会	消防防災・警備基本計画策定			警備本部設置
	消防防災・警備業務実施要項策定	リハーサル大会消防防災計画策定	消防防災計画策定	消防防災本部設置

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会(わたSHIGA輝く国スポ・障スポ)開催

【令和5年2月16日 第1回総務・企画専門委員会審議】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市広報基本計画（案）

## 1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）に対する市民の関心や参加意識を高めるため、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市開催推進総合計画」に基づき、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、自然や歴史・文化・産業など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

## 2 内容

### （1）大会愛称、スローガン等による広報

両大会を象徴する愛称、スローガン等の活用及び普及により市民への周知を図る。

- ア 愛称、スローガンの活用及び普及
- イ マスコットキャラクターの活用及び普及
- ウ 大会イメージソング等の活用及び普及

### （2）印刷物、広報物品等による広報

各種印刷物や広報啓発グッズを作成し、両大会の開催を広く周知する。

- ア ポスター、パンフレット、PR広報紙等の作成
- イ 「広報やす」や関係機関等の刊行物への掲載
- ウ 広報啓発グッズの作成

### （3）メディアによる広報

多様なメディアを活用し、迅速かつ効果的な情報発信を行う。

- ア ホームページ、SNS等による情報発信
- イ 新聞、テレビ、ラジオ等の活用
- ウ さまざまな広報媒体の活用

### （4）イベント等による広報

啓発イベントを開催するとともに、関係機関・関係団体等のイベント等と連携し、効果的な情報発信を行う。

- ア 啓発イベントの開催
- イ 市、関係機関、関係団体等が開催するイベント等との連携

### （5）工作物等による広報

各種工作物等を設置し、両大会の開催を周知するとともに、選手・監督をはじめ、本市を訪れる人を温かい気持ちで歓迎する。

ア 横断幕、懸垂幕等の設置

イ 案内板、カウントダウンボード等の設置

(6) 大会報告書等による広報

準備経過、開催状況、競技記録等の記録及び保存のため、大会報告書等を作成し、後世に伝える。

【令和5年2月16日 第1回総務・企画専門委員会審議】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市市民協働基本計画（案）

## 1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）の成功に向け、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市開催推進総合計画」に基づき、市民一人ひとりが両大会開催の意義を理解し、市民総参加のもと、一丸となって両大会を盛り上げていくことにより、大会終了後も市民協働のまちづくりの推進につなげる。

## 2 内容

### （1）市民一人ひとりの力で盛り上げる大会

市民一人ひとりがそれぞれの立場で大会に積極的に参加し、夢や感動、連帯感を共有できる大会とする。

- ア 大会運営のサポートやボランティア活動への参加
- イ 競技会場での観戦や応援
- ウ イベントへの参加

### （2）心のこもったおもてなしで来訪者を迎える大会

大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしで迎え、ふれあいと温もりに満ちた大会とする。

- ア 明るく元気なあいさつと親切な対応
- イ 花いっぱい運動の実施
- ウ 手づくりのぼり旗等の作製
- エ おもてなし料理等の振る舞い

### （3）生涯スポーツの推進に結びつく大会

市民が大会を契機に幅広く生涯にわたって「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会づくりに結びつく大会とする。

- ア デモンストレーションスポーツへの参加
- イ 各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加

### （4）野洲の魅力を全国に発信する大会

市民が本市の歴史・文化・自然など様々な魅力を再認識し、本市を訪れる人に様々な機会を通じて発信する。

- ア 本市の魅力の情報発信

イ 本市の特産品や郷土料理の紹介、提供

(5) 人と地球にやさしいクリーンで快適な大会

環境美化活動等を通じて、クリーンで快適な大会とする。

ア 競技会場周辺及び市内全域の清掃美化活動の実施

イ 各競技会場におけるごみの分別の徹底やリサイクルの推進

ウ 自家用車の利用自粛や公共交通機関の利用促進

【令和5年2月16日 第1回総務・企画専門委員会審議】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市観光・おもてなし基本計画（案）

## 1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者」という。）の観光・おもてなしについては、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市開催推進総合計画」に掲げる基本方針に基づき、野洲市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、野洲市の観光・文化などの多彩な魅力に触れていただくとともに、もう一度訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

## 2 内容

### （1）歓迎装飾

大会参加者等を歓迎するとともに、開催機運を高めるため、競技会場、駅及びその他必要な場所において歓迎装飾を行う。

### （2）案内所の設置

大会参加者等の便宜を図るため、競技会場、主要施設等に案内所を設置し、競技、会場、交通、観光、特産品等の案内業務を行う。

### （3）休憩所の設置

大会参加者等の憩いの場・交流の場として、競技会場に休憩所やふるまいコーナー等を設置する。

### （4）売店等の設置

大会参加者等の便宜を図るとともに、地元物産品等を紹介するため、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場に売店等を設置する。

### （5）接遇意識の高揚

大会参加者等に対し、心のこもったおもてなしができるよう、関係機関・団体等の協力を得て、接遇意識の高揚に努める。

【令和5年2月16日 第1回総務・企画専門委員会審議】

わたSHIGA輝く国スポ  
野洲市ボランティア募集要項（案）

## 1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、運営に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

## 2 募集主体

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

## 3 募集内容

区分	主な活動内容
受付・案内	競技会場での競技会参加者の受付、会場案内及び資料配布等
休憩所・弁当配布	休憩所でのドリンクサービス及び接待並びに弁当引換所での弁当の配布及び空き箱回収等
会場整理・誘導	競技会場での一般観覧者等の誘導等
環境美化	競技会場内外の美化、清掃活動
駐車場整理	競技会場周辺及び駐車場での交通整理並びに誘導
その他	上記のほか、競技会運営に関する活動

## 4 募集期間及び募集人数

募集期間及び募集人数は次のとおりとする。

ただし、実行委員会は必要に応じて適宜変更ができるものとする。

- (1) 募集期間 協議の上、定める。
- (2) 募集人数 協議の上、定める。

## 5 応募要件

中学生以上の方で、以下の各号のいずれかに該当すること。

ただし、応募時点で18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得るものとする。

- (1) 本市に在住、通勤、通学している個人
- (2) 本市に活動拠点を有する団体
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人及び団体

## 6 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に持参、郵送、メールのいずれかにより申込む。

## 7 登録・抹消

(1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。

(2) 実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。

ア 本人又は団体から申し出があった場合

イ 大会のイメージを損なう行為があった場合

ウ 大会運営に支障があると判断した場合

## 8 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。

## 9 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

## 10 研修等

実行委員会は登録者に対し、大会に関する知識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施する。

## 11 報酬及び交通費

研修やボランティア活動等を含めた報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

## 12 服飾及び食事

ボランティアの活動及び研修等に当たっては、ボランティアであることが識別できる服飾及び弁当を、必要に応じて実行委員会が支給する。

## 13 保険

ボランティアの活動及び研修等に当たっては、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。それ以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

## 14 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、野洲市個人情報保護条例をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

ただし、申込時にわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

## 15 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集について必要な事項は別に定める。

【令和5年2月16日 第1回総務・企画専門委員会審議】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市協賛取扱要項（案）

## 1 趣旨

この要項は、野洲市で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の趣旨に賛同し、協賛の申し出があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 協賛の内容

- (1) 協賛の内容は、原則として大会の広報啓発や歓迎装飾に係る物品、その他運営に係る用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。
- (2) 協賛者が資金による協賛を申し入れたときは、その資金を大会の協賛物品等に充てるものとする。

## 3 協賛の実施方法

- (1) 協賛の受入れは、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会（以下「実行委員会」という。）で行う。
- (2) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (3) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (4) 協賛方法は、提供または貸与とする。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用は、原則として協賛者の負担とする。

## 4 協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの
- (4) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (5) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの

## 5 協賛の表示

- (1) 協賛品には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし協賛品に直接表示することが不適当な場合には、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の協賛表示は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛への謝意

協賛の提供を受けたときは、協賛者に対し感謝状等を贈呈することができる。また、必要に応じてプログラム等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

協賛の受入れ期間は、大会終了後までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

様式第1号

協賛申込書

年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市実行委員会 会長 あて

(申込者)

住 所

名 称

印

代表者氏名

野洲市で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会の趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品 目	
	規格等	
	単 価	
	数 量	
	総 額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提 供 <input type="checkbox"/> 貸 与	
引渡予定年月日	年                      月                      日	
そ の 他		

(担当者)

所 属

氏 名

電話番号

様式第2号

協 賛 受 領 書

年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市実行委員会 会長

野洲市で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会にかかる協賛物品等を、下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品 目	
	規格等	
	単 価	
	数 量	
	総 額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提 供 <input type="checkbox"/> 貸 与	
受領年月日	年            月            日	
そ の 他		

【令和5年2月16日 第1回総務・企画専門委員会審議】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市協賛取扱基準（案）

## 1 趣旨

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市協賛取扱要項第6の協賛への謝意に関することについて、次のとおり定める。

## 2 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額	感謝状等	対応方法	対応者
企業・法人・団体	50万円以上	感謝状	贈呈式	会長
	50万円未満 10万円以上		持参	事務局長
	10万円未満	礼状	郵送	—

## 3 協賛者名掲載基準

報告書等への協賛者名を掲載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額	ホームページ	報告書等	協賛物品	協賛者の 呼称使用
企業・法人・団体	10万円以上	協賛者バナー貼付、 写真、記事	協賛者名	掲載可能 物品に全て 協賛者名	使用可
	10万円未満	協賛者名			

## 備考

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、上記に準じ別途協議のうえ対応する。
- (2) 協賛物品については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難である協賛内容については、別途協議のうえ対応する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (4) 同一者から複数回にわたり協賛の申し出があった場合は、累積評価額により謝意を表すこととする。また、贈呈式については、原則として1回限りの実施とする。

- (5) ホームページの協賛者バナーについては、実行委員会事務局にて内容確認のうえ対応する。
- (6) 協賛者の呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動等に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の呼称を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

<使用可能な表現例>

〇〇社は、	第79回国民スポーツ大会野洲市開催競技を応援しています。
	第79回国民スポーツ大会野洲市開催△△競技会の協賛企業です。
	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市開催競技を応援しています。
	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市スポンサーです。

<使用できない表現例>

□□社は、	第79回国民スポーツ大会を応援しています。
	第79回国民スポーツ大会の協賛企業です。
	わたSHIGA輝く国スポ・障スポを応援しています。

※市町・競技を限定せずに、大会全体を示す呼称は使用できない。

【令和5年2月16日 第1回競技・式典専門委員会審議】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市競技運営基本計画（案）

## 1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）において本市で開催される競技会については、参加する選手がその能力を十分発揮できるよう、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体等（以下「県等」という。）と緊密な連携を図り、円滑かつ効率的な運営を図る。

## 2 内容

### （1）競技会の運営

競技会の運営については、県等と緊密に連携し、多岐にわたる業務を円滑に運営できるよう、また、市民と力を合わせて共に創っていくことができるよう体制づくりを行う。

### （2）競技役員等の編成

競技役員等の編成については、県等と十分協議のうえ、適正な配置を行う。

### （3）競技会場、練習会場の確保・整備

競技会場、練習会場の確保・整備については、県等と十分協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

### （4）競技用具の整備

競技用具の整備については、県等と十分協議のうえ、可能な限り現有のものを活用又は借用するなど計画的かつ効率的に行う。

### （5）競技記録の収集及び速報

競技記録の収集及び速報については、県等と連携を図り、正確かつ迅速に処理できる体制づくりを行う。

### （6）リハーサル大会

リハーサル大会については、競技会の運営能力の向上を図るとともに両大会に対する市民の機運づくりを図るため、県等と協力して開催する。

## 3 その他

第24回全国障害者スポーツ大会に係る業務については、県と協議の上実施する。

【令和5年2月16日 第1回競技・式典専門委員会審議】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市施設整備基本計画（案）

## 1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）において本市で開催される競技会の施設整備については、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市開催推進総合計画」に基づき、国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努めることを前提としながら、両大会終了後の持続的な活用が可能で、利用者にも配慮した整備に努める。

## 2 内容

### （1）競技施設の整備

競技施設の整備については、競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、可能な限り既存施設の有効活用に努め、仮設等での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

### （2）練習会場の整備

練習会場の整備については、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、可能な限り既存施設を有効活用する。

### （3）臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体及び施設管理者等と十分協議のうえ、整備する。

### （4）仮設給排水施設の整備

仮設トイレ、仮設テント等を整備する場合において、仮設給排水施設が必要な場合は、施設管理者等と十分協議のうえ、整備する。

### （5）臨時駐車場の整備

競技会場の周辺等に大会参加者等の駐車場を確保するため、必要に応じて臨時駐車場を整備する。

## 3 その他

第24回全国障害者スポーツ大会に係る業務については、県と協議の上実施する。

【令和5年2月16日 第1回競技・式典専門委員会審議】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市式典基本計画（案）

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」において本市で開催する式典については、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市開催推進総合計画」に基づき、選手の負担にならないよう、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、温かみを感じられる式典とする。

2 内容

(1) 開始式

開始式を実施する場合は、選手のコンディションに配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に努めることとする。

(2) 表彰式

表彰式は、競技団体及び関係機関等と協議、協力して実施するものとし、入賞者が、一般観覧者を含め、競技会に参加した多くの人と喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしいものとする。

(3) 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど、できるだけ簡素なものとする。

3 その他

第24回全国障害者スポーツ大会に係る業務については、県と協議の上実施する。

【令和5年2月16日 第1回競技・式典専門委員会審議】

わたSHIGA輝く国スポ  
リハーサル大会野洲市開催基本計画（案）

## 1 目的

第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）の開催に備え、競技会運営能力の向上と市民の機運の醸成を図るため、県の「第79回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項」及び「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市競技運営基本計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体等（以下「県等」という。）と協力し、リハーサル大会（以下「大会」という。）を開催する。

## 2 大会運営、実施本部

### （1）大会運営

大会の運営は、原則として国スポに準じて実施する。また、県等と協力し、効率化を図り創意工夫を凝らした大会運営に努める。

### （2）実施本部の設置

大会の運営に万全を期すため、大会実施本部を設置する。

## 3 競技式典

### （1）競技運営

競技運営の主管である県競技団体と緊密な連携のもと、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）と協力し、合理的かつ効率的に行う。

### （2）競技役員等の編成

競技役員等の編成は、可能な限り国スポに準じて行う。ただし、大会の規模や競技団体の実情等に応じて編成する。

### （3）競技会場

大会で使用する競技会場及び練習会場は、原則として国スポで使用する会場を充てることとし、国スポ開催を見据え、大会の規模や趣旨に応じた会場設営を行う。

### （4）競技用具等の整備

大会に必要な競技用具は、できる限り現有するものを活用することとし、不足する場合は、借用での対応を基本とする。ただし、新たに購入するときは、国スポでの使用を考慮し必要最低限とする。

(5) 記録

競技記録の収集及び速報については、競技団体と緊密な連携のもとに、迅速かつ正確に処理するよう努める。

(6) 式典

開・閉会式及び表彰式は、競技団体と協議のうえ、競技運営に支障のないように簡素に努めて実施する。

4 歓迎・おもてなし、広報、市民協働

(1) 歓迎・おもてなし

選手・監督、役員、視察員及びその他大会関係者（以下「大会参加者等」という。）を温かく迎えるため、必要に応じて競技会場等に歓迎装飾や案内所、休憩所等を設置する。また、関係機関等の協力を得て必要に応じて競技会場に売店等を設置する。

(2) 広報

大会の開催に対する市民の関心を高めるため、各種広報活動を展開する。

(3) 市民協働

多くの市民の参画を得ながら、大会を盛り上げる活動を展開する。

5 宿泊、医事・衛生

(1) 宿泊

大会参加者等をおもてなしの心で迎え、関係機関等の協力を得て、十分にくつろぐことのできる環境づくりに努める。

(2) 医事・衛生

大会参加者等の傷病に速やかに対応できるよう、関係機関等の協力を得て、必要な医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

6 輸送、消防・警備

(1) 輸送

大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用する。ただし、競技の特殊性及び競技会場への公共交通機関の状況等に応じ、必要と認められるときは、計画輸送を行う。

(2) 消防・警備

雑踏事故、火災その他の災害等を未然に防止するため、関係機関等と連携して万全の体制を整える。

【令和5年2月17日 第1回宿泊・衛生専門委員会審議】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市宿泊基本計画（案）

## 1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）を温かい気持ちでお迎えし、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市開催推進総合計画」に基づき、宿泊施設及びその他関係機関と連携を図りながら、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

## 2 内容

### （1）宿舎

ア 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）とする。

イ 市内の旅館等で大会参加者を収容することが困難な場合は、県、関係機関、関係団体等と協議のうえ、公共施設や近隣市町の旅館等を利用する。

ウ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる宿舎は利用しない。

### （2）配宿

ア 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。

イ 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮する。

ウ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手・監督とは別の宿舎とする。

エ 大会参加者を近隣市町の旅館等に配宿する場合は、県と協議して行う。

### （3）宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定されたものを適用する。

### （4）食事

大会参加者に提供する食事は、衛生面や栄養バランスを考慮するとともに、地元の新鮮な食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

## 3 その他

第24回全国障害者スポーツ大会に係る業務については、県と協議の上実施する。

【令和5年2月17日 第1回宿泊・衛生専門委員会審議】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市医事・衛生基本計画（案）

## 1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」の医事・衛生については、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）が十分な活躍と観覧ができるよう万全を期するため、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立に努める。

## 2 内容

### （1）医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送など、医療救護体制を整える。

### （2）防疫

大会参加者等の感染症の発生及びまん延を防止するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫及び衛生に対する意識の向上を図る。

### （3）食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全を期するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、宿舍及び食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に対する意識の向上を図る。

### （4）環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・関係団体等のもとより、広く市民の協力を得て、宿舍の衛生対策、廃棄物の適正な処理、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

## 3 その他

第24回全国障害者スポーツ大会に係る業務については、県と協議の上実施する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市輸送・交通基本計画（案）

## 1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送・交通については、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市開催推進総合計画」に基づき、本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

## 2 内容

### （1）輸送対策

#### ア 輸送原則

輸送にあたっては、原則として既存の公共交通機関の利用を促進し、料金は自己負担とする。

#### イ 計画輸送

競技会場、練習会場又は宿舎への輸送の場合において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合地を設けたうえで計画輸送を行う。

#### ウ 競技共催市間の輸送

他市と共催で行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市と協議を行う。

### （2）交通対策

#### ア 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署及びその他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

#### イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両、一般観覧者車両及び歩行者の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

### （3）駐車場対策

#### ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場及び練習会場並びにその周辺における確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

#### イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、一般車両（一般観覧者車両を含む。）と容易に区別できるよう必要な措置を講じる。また、一般観覧者については、自家用車で来場自粛を積極的に呼び掛け、駐車場の利用を最小限にとどめる。

#### (4) 環境への配慮

大会期間中における環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関等の積極的な利用と自家用車の利用自粛等の啓発に努める。

### 3 その他

(1) 第79回国民スポーツ大会・ラグビーフットボール競技に係る実施業務については、県と協議する。

(2) 第24回全国障害者スポーツ大会に係る業務については、県と協議の上実施する。

【令和5年2月17日 第1回輸送・交通専門委員会審議】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市輸送・交通業務実施要項（案）

## 1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市輸送・交通基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」における輸送・交通業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

## 2 実施体制

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）との連携を図るとともに、警察、交通事業者及びその他関係機関（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、輸送・交通業務を実施する。

## 3 実施期間

輸送・交通業務の実施期間は、公式練習日を含む各競技会の会期中及び市実行委員会が必要と認める期間とする。

## 4 基本的事項

### （1）輸送対象者

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道員、視察員
- オ 一般観覧者
- カ 上記のほか、市実行委員会が必要と認めた者

### （2）輸送・交通業務の範囲

- ア 輸送・交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技の実施に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。

## 5 輸送・交通業務の内容

### （1）輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

関係機関等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

広域配宿によって野洲市以外に所在するホテル又は旅館等を宿舎として利用する場合、必要に応じて当該選手・監督及び役員等の輸送を実施する。

カ 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送

同一競技が野洲市と野洲市以外の会場地で行われる場合、関係会場地実行委員会と協議のうえ、必要に応じて輸送を実施する。

キ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関等の協力を得て、必要な措置を講じる。

ク バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に、輸送対象者の利便と安全を図るため、乗降所を設置し、必要に応じて係員を配置する。

ケ 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の設定

県実行委員会と協議のうえ、選手・監督及び役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄りの駅等から1か所以上設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、県実行委員会及び関係機関等と協力し、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

(ア) 計画輸送に使用する車両については、借上げバス又はタクシー等とする。

(イ) 借上げバスについては、原則として市実行委員会が精査した必要台数を県実行委員会が一括して確保するものとする。

ウ 予備車の確保

市実行委員会は、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理や誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

オ 指定駐車場の確保及び開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関等の協力を得て、指定駐車場の確保に努める。なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等、必要な措置を講じる。

カ 指定駐車場の管理及び運営

事故防止のため、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行う。

キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する人に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

開催期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかけるとともに、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車防止及び自家用車利用の自粛等の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

輸送対象者の通行が予想される道路の安全な通行の確保、破損箇所の補修など必要な保全対策及び開催期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者へ協力を求める。

## 6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 県実行委員会が準備・運営する第79回国民スポーツ大会・ラグビーフットボール競技の輸送・交通業務については、市実行委員会と県実行委員会が協議する。
- (3) 競技別リハーサル大会における輸送・交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (4) 第24回全国障害者スポーツ大会に係る業務については、県と協議の上実施する。

【令和5年2月17日 第1回輸送・交通専門委員会審議】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市消防防災・警備基本計画（案）

## 1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」の消防防災・警備対策については、県の「警備・消防防災基本方針」及び「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市開催推進総合計画」に基づき、関係機関・団体等との緊密な連携のもとに、消防防災・警備体制の確立を図り、安全かつ円滑な大会運営が行われるよう万全を期する。

## 2 内容

### （1）消防防災対策

- ア 競技会場、練習会場、宿泊施設及び沿道等（以下「競技会場等」という。）の火災、その他の災害予防ならびに災害発生時における情報伝達、避難誘導、救急救助等に関する諸対策を講じる。
- イ 開催期間中の火災、その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、防火・防災意識の高揚を図る。

### （2）警備対策

- ア 競技会場等における事故及び事件の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。
- イ 開催期間中は、関係機関・団体等と連携し、犯罪の防止に努める。

### （3）関係機関等との連絡調整

消防防災・警備対策の円滑な推進を図るため、関係機関・団体等と緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立する。

## 3 その他

第24回全国障害者スポーツ大会に係る業務については、県と協議の上実施する。

【令和5年2月17日 第1回輸送・交通専門委員会審議】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市消防防災・警備業務実施要項（案）

## 1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市消防防災・警備基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における消防防災・警備業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

## 2 実施体制

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会との連携を図るとともに、消防、警察及びその他関係機関の協力を得て、消防防災・警備業務を実施する。

## 3 実施期間

消防防災業務及び警備業務の実施期間は、各競技会の会期中及び市実行委員会が必要と認める期間とする。

## 4 消防防災業務

### （1）基本的事項

消防法等関係法令を遵守し、各施設の消防計画に定められた事項に従い、大会関連施設及び宿泊施設の消防防災に取り組む。

### （2）実施内容

#### ア 大会開催前

- （ア）大会関連施設における消防防災体制の確立に関すること
- （イ）大会関連施設における消防用設備及び水利等の点検整備に関すること
- （ウ）通信・連絡体制の確立に関すること
- （エ）消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること
- （オ）防火防災意識の高揚と、啓発活動の推進に関すること
- （カ）大会関連施設での避難訓練に関すること
- （キ）大会関連施設及び宿泊施設の予防査察に関すること
- （ク）その他必要な消防防災業務に関すること

#### イ 大会開催期間中

- （ア）大会関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関すること

- (イ) 大会関連施設における救急救助に関すること
- (ウ) 大会関連施設における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関すること
- (エ) その他必要な消防防災業務に関すること

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿が生じた場合の対策については、関係機関及び宿泊市町と調整し実施する。

5 警備業務

(1) 基本的事項

大会関連施設の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会開催前

- (ア) 大会関連施設における警備体制の確立に関すること
- (イ) 実地踏査の実施に関すること
- (ウ) 通信・連絡体制の確立に関すること
- (エ) 警備員等の確保と事前教育及び訓練に関すること
- (オ) 施設・構造物の安全対策の推進に関すること
- (カ) 関係機関等との連絡協力体制の確立に関すること
- (キ) その他必要な警備業務に関すること

イ 大会開催期間中

- (ア) 大会関連施設及び周辺における犯罪の予防に関すること
- (イ) 雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に関すること
- (ウ) 大会関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関すること
- (エ) 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の大会関連施設での誘導及び混雑防止の措置に関すること
- (オ) 大会関連施設における避難通路の確保に関すること
- (カ) 入退場者管理に関すること
- (キ) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関すること
- (ク) 大会関連施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関すること
- (ケ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関すること
- (コ) 迷子及び遺失物等への対応に関すること
- (サ) その他必要な警備業務に関すること

6 大規模災害・突発重大事案対策業務

(1) 基本的事項

大規模災害又は突発重大事案が発生し、「野洲市地域防災計画」又は「野洲市国民保護計画」に基づく対策本部が設置された場合は、当該本部と連携し対応する。

(2) 実施内容

- ア 発生に備えた組織体制に関すること
- イ 発生時の情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助体制に関すること
- ウ 発生時の関係機関及び団体との連携に関すること

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における消防防災・警備業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会に係る業務については、県と協議の上実施する。

## わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会会則

## 第1章 総則

## (名称)

第1条 本会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポにおいて、野洲市で開催される競技（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

## (所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

## 第2章 組織

## (組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 野洲市を代表する者
- (2) 野洲市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

## (役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 監事 2名

## (役員を選任)

第6条 会長は、野洲市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

#### (役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が指名した副会長が実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

#### (任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

#### (顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

#### (会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

#### (総会)

第11条 総会は、会長、副会長、常任委員および委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

- (2) 会則の制定及び改廃に関する事。
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
- (6) その他重要な事項に関する事。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて監事、顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関する事。
- (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への委任及び付託に関する事。
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事。

8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

## 第4章 会長の専決処分

### (会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

### (事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

### (経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

### (予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散

### (解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、野洲市に帰属するものとする。

## 第8章 補則

### (委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

この会則は、令和4年4月19日から施行する。

## 附 則

- 1 この会則は、令和4年9月20日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会野洲市準備委員会の委員、役員、顧問、参与である者は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会の委員、役員、顧問、参与に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会野洲市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程中「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」と読み替え、「準備委員会」とあるものは、「実行委員会」と読み替えるものとする

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程はわたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会会則（令和4年4月19日施行）第13条第3項の規定に基づき、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにわたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会常任委員会からの付託又は委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからわたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。
- 3 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、専門部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年9月20日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務・企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総務企画に関すること。</li> <li>2 財務に関すること。</li> <li>3 広報に関すること。</li> <li>4 市民協働に関すること。</li> <li>5 観光及びおもてなしに関すること。</li> <li>6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技・式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技に関すること。</li> <li>2 式典に関すること。</li> <li>3 施設に関すること。</li> <li>4 その他競技式典に関すること。</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊・衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊に関すること。</li> <li>2 医事及び衛生に関すること。</li> <li>3 その他宿泊衛生に関すること。</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送・交通 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送及び交通に関すること。</li> <li>2 消防及び警備に関すること。</li> <li>3 その他輸送交通に関すること。</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会事務局

(野洲市市民部 国スポ・障スポ大会推進室内)

〒520-2395 野洲市小篠原 2100 番地 1 別館 2 階

TEL : 077 - 587 - 8813 FAX : 077 - 587 - 3835

E-MAIL : kokusupo@city.yasu.lg.jp